最終更新日：2021年6月16日
ジャフコ グループ株式会社
取締役社長 豊貴　伸一
問合せ先：050-3734-2025
証券コード：8595
https://www.jafco.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、中長期的な企業価値の向上を図る観点から、以下をコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方とし、その充実に継続的に取り組みます。
・ステークホルダーとの関係を尊重すること
・意思決定の透明性・公正性を確保すること
・適正な監督体制を構築すること
・効率的でスピード感を持った業務運営体制を構築すること

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社は、2021年6月改訂前のコーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しております。なお、当該改訂を踏まえ、2021年12月までに本報告書の更新を行う予定です。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

当社は、上記の基本的な考え方のもと、コーポレート・ガバナンスの具体的な取り組みをまとめた「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」（以下、「当社基本方針」といいます）を制定しています。内容は、以下の当社ウェブサイトに掲載しています。

＊当社ウェブサイト
「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」
日本語：https://www.jafco.co.jp/company/governance/
英 語 ：https://www.jafco.co.jp/english/company/governance/

コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示事項は以下のとおりです。

【原則1-4 政策保有株式】　当社基本方針 第2章 1 (4)
・当社は以下の場合を除き、政策保有株式として上場会社の株式を新たに保有しません。
(i)業務上の協力関係の維持・強化に有用であると判断する場合
(ii)その財産的価値が当社の財務上有用と判断する場合
・既存の政策保有株式の保有の適否については、取締役会において定期的に検証します。上記目的に加え、保有に伴う中長期的なリターンとリスクを検討した結果、継続保有の合理性が乏しいと判断する場合は、可能な限り売却に努めます。
・2021年3月末時点の政策保有株式につき、保有先企業との取引状況並びに保有先企業の財政状態および経営成績の状況についてモニタリングした上で、以下の観点を踏まえて2021年6月の取締役会にて保有の適否を検証しました。
(i) 当該株式の保有に関する当社方針との整合性
(ii) 当社が運営するファンドへの出資状況等、当社の事業推進および中長期的な企業価値向上に寄与する可能性
・政策保有株式に係る議決権の行使は、提案されている議案が中長期的に企業価値の向上につながるかを検討し、当該企業の状況等も勘案したうえで、賛否を判断します。

【原則1-7 関連当事者間の取引】　当社基本方針 第2章 1 (6)
・当社役員との取引にあたっては、法令等に従い、あらかじめ取締役会等の承認を得たうえで、行います。
・当社の関連会社または主要株主（それらの子会社を含む）との取引にあたっては、市場相場等を踏まえた適正な条件で行います。また、当該取引の可否は、その内容や金額等に応じて、取締役会や代表取締役等の機関において判断・承認します。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】
当社は、年金制度として確定拠出年金を導入しています。従業員には、制度の趣旨や概要について随時説明するとともに、定期的に資産の運用状況、運用商品やその見直しに関する情報提供等を行っています。

【原則3-1 (i) 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画】　当社基本方針 第1章 1
(1) 当社のミッション
「新事業の創造にコミットし、ともに未来を切り開く」
当社は創業以来、様々な革新的製品やサービスを起業家と生み出してきました。世の中に必要とされる新事業の創造にコミットすることで、ステークホルダーの皆様とともに新しい時代を切り開くことが当社のミッションです。

(2) ミッション実現に向けた方針と戦略
当社は、ファンドを通じたベンチャー投資とバイアウト投資によりミッションの実現を図ります。
新たな事業に挑戦する起業家や機関投資家を中心とするファンド出資者へのコミットメントをより明確にするべく、創業以来培ってきた組織力に加え、個人を主体としたパートナーシップモデルを導入することで、競争力を高めていきます。
さらに、ミッションの実現に向け、当社は下記の取り組みを進めます。

① 厳選集中投資と経営関与
新事業を創造するために、ポテンシャルの高い投資対象を絞り込み、大胆に投資を行います。投資先企業に対し影響力のあるシェアを確保し、投資先の経営に深く関与することで、企業の成長を促進します。
② ファンドパフォーマンスの持続的向上
十分な投資資金を獲得するには、ファンドパフォーマンスを向上させ、外部出資者を確保することが不可欠です。また当社は自己資金をファンドに出資し、出資者とともにその収益を享受します。厳選集中投資と経営関与により良質なポートフォリオを積み上げ、ファンドパフォーマンスの持続的向上を目指します。
③「CO-FOUNDER」としてのジャフコ
事業の立ち上げ局面では、投資家である以上に「CO-FOUNDER　共同創業者」であることが求められます。当社が創業来獲得してきた精神や知識、経験を継承・発展させ、当社及び個々の従業員が「CO-FOUNDER」として活躍できる組織を目指します。

※「経営計画」について
当社は、ベンチャー投資・バイアウト投資の事業特性上、国内外の株式市場および新規上場市場の影響を強く受け、さらに、当社は一定の自己資金をファンドに出資していることから、その収益が短期間に大きく変動します。そのため、ファンドパフォーマンスに長期的な目標を設定し、それを実現していくことで、中長期的な企業価値の増大を目指します。

※ミッションの実現への取り組み状況
2018年からパートナーシップモデルを導入し、トップキャピタリストとしてファンドの運用責任を負うパートナーを中心としたフラットな組織作りを行っています。直近ファンドのジャフコSV6ファンドではパートナーと従業員が当社とともに出資しており、個人としても運用リスクを負いながら成果配分を享受していきます。また、従来からの当社の強みである組織力にも磨きをかけており、投資先への経営関与を通じて、ファンドパフォーマンスの一段の向上を目指します。

【原則3-1 (ii) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針 】　当社基本方針 第1章 2
当社におけるコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、上記「1. 基本的な考え方」に記載のとおりです。また、当社基本方針を策定し、当社ウェブサイトに掲載しております。https://www.jafco.co.jp/company/governance/

【原則3-1 (iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続 】　当社基本方針 第4章 2 (3)
・取締役（監査等委員である取締役を除く）、執行役員およびパートナーの報酬については、「取締役等の報酬等の決定に関する方針」（※）に基づき、全監査等委員および取締役社長で構成される「指名・報酬委員会」において審議した上で、取締役会で決定します。報酬の決定にあたっては、当社の業績、ファンドパフォーマンスおよび本人の貢献度を評価し、それらの評価を適切に反映します。
（※）「【取締役報酬関係】報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご参照ください。
・監査等委員会は、取締役の報酬等について、必要と判断する場合には株主総会において意見を表明します。

【原則3-1 (iv) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続】　当社基本方針 第4章 2 (4)
【補充原則4-11-1 取締役会の構成などに関する考え方】　同上
・CEOを含む取締役および執行役員の人事については、指名・報酬委員会において審議した上で、取締役会で決定します。
・すべての取締役（監査等委員である取締役を除く）は、毎年、株主総会での選任の対象となります。監査等委員会は、取締役の選解任について、必要と判断する場合には株主総会において意見を表明します。
・取締役候補者には、取締役会の業務執行と監督機能が十分に発揮されるよう、取締役としての実務能力、経験、専門知識および識見を有する人材を選定します。その際、ふさわしい人材であればジェンダーや国籍等にかかわらず多様性ある人材を積極的に選定します。
・独立社外取締役の候補者には、企業経営や専門分野での豊富な経験と識見を有し、独立社外取締役の役割・責務を果たすことが期待される人材を選定します。また「社外取締役の独立性に関する基準」に従います。
・取締役の職務の執行に不正があり、または法令、定款もしくは当社の規程に違反し、当社に多大な損失もしくは業務上の支障を生じさせた場合、その他取締役の職務執行に著しい支障が生じた場合には、解任提案の対象とします。
・パートナーは、パートナーがその総意により指名し、指名・報酬委員会において審議した上で、取締役会の承認により選任します。
・取締役会は、当社の規模および事業内容に鑑み、取締役会が高い実効性を発揮できる構成と規模にします。

【原則3-1 (v) 取締役会が上記(iv)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明】
2021年6月15日開催の第49回定時株主総会において選任された取締役（監査等委員である取締役を除く）3名および監査等委員である取締役4名の個々の選任理由は、当該株主総会の招集通知（株主総会参考書類）の中で説明しています。
上記の株主総会招集通知は当社ウェブサイトに掲載しています。https://www.jafco.co.jp/ir/shareholder/meeting/

【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲】　当社基本方針 第4章 2 (1)
・取締役会は株主に対する責任を踏まえ、重要な業務執行の決定を行うとともに、業務執行を監督します。これにより当社の持続的成長と企業価値の向上を目指します。
・定例取締役会は原則月1回、臨時取締役会は必要に応じて随時開催します。
・取締役会付議事項は「取締役会規程」に定めています。当社は、重要な業務執行については独立社外取締役を含めた取締役会で十分に議論を行った上で決定することを基本方針としています。そのため、重要な業務執行の決定を取締役に委任できる旨を定款に規定していません。
・なお、投資案件の判断は、迅速な意思決定を行うため、取締役社長およびパートナーで構成される「投資委員会」が行っています。ただし、当社本体で投資を行う場合など、当社が運営するファンドとの利益相反のおそれがある場合は、投資委員会に加え、取締役会でも審議し可否を判断します。
・また、案件の内容や重要性に応じ、代表取締役または担当役員・パートナーに「稟議規程」に基づき決裁権限を委譲しています。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】　当社基本方針 第4章 5 (3)
東京証券取引所の独立性基準も踏まえ、取締役会において「社外取締役の独立性に関する基準」を制定します。当該基準は本報告書の「その他独立役員に関する事項」、株主総会招集通知および独立役員届出書に記載し、開示しています。

【補充原則4-11-2 取締役の兼任状況】　当社基本方針 第4章 2 (4)
取締役の主な兼任状況は、株主総会招集通知に記載し、開示します。

【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性についての分析・評価・開示】　当社基本方針 第4章 8
取締役会において、毎年その実効性に関する分析および評価を行います。評価結果の概要は当社ウェブサイト等で開示します。
https://www.jafco.co.jp/company/governance/

【補充原則4-14-2 取締役に対するトレーニング方針の開示】　当社基本方針 第4章 11
・取締役がその責任を適切に果たすために必要なトレーニング等を実施します。
・取締役が新たに就任する際に、取締役の責任やコーポレート・ガバナンスに関する知識について研修を実施し、就任後も法改正等に関する研修を継続的に実施します。
・社外取締役が就任する際に、事業に関する基本的知識を説明するとともに、その後も必要に応じて経営課題等について情報提供を行います。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】当社基本方針 第2章 1(7)
当社は、株主との建設的な対話に関する方針を以下のとおり定めています。

＜株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組に関する方針＞
・当社は、中長期的な企業価値の向上に資するため、IR活動を通じ株主その他の投資家との建設的な対話を行います。
・IR活動は管理担当役員が統括し、社内の関係部署と密接に連携しつつ、管理部広報担当が窓口となって行います。
・機関投資家向けに年2回の決算説明会を開催し、取締役社長が説明を行うとともに、当該説明会の概要および説明用資料は当社Webサイトで開示します。
・機関投資家との個別面談は、合理的な範囲で取締役または管理担当役員が対応することを基本とします。
・定期的に取締役社長等による海外へのIR訪問を実施し、海外投資家との対話の機会を設けます。
・株主である国内外の機関投資家と継続的に面談し、それらの投資家の株主総会における議決権行使の考え方を把握するとともに、当社の経営方針や戦略に対する理解が深まるように努めます。
・当社Webサイト等を通じて、IR関連資料をはじめ、当社の経営方針、投資活動および財務状況等に関する情報発信の充実に努めます。また、株主総会招集通知の記載の充実を図り、株主に適確な情報を提供します。さらに、これらの情報については、重要性を踏まえ可能な限り英文でも提供します。
・投資家との対話を通じて得られた意見等は役員に随時フィードバックするとともに、取締役会において報告して今後の経営に活用します。
・インサイダー情報については社外への漏洩を防ぐため社内規程を設けて適切に管理します。

2．資本構成

外国人株式保有比率	30%以上

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,142,400	10.68
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	2,584,300	8.78
光通信株式会社	1,405,700	4.78
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001(常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	1,183,450	4.02
MSIP CLIENT SECURITIES(常任代理人 モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社)	1,165,337	3.96
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT(常任代理人 香港上海銀行東京支店)	714,592	2.43
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103(常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	576,021	1.96
株式会社日本カストディ銀行(信託口5)	466,600	1.59
JP MORGAN CHASE BANK 385781(常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	419,785	1.43
株式会社日本カストディ銀行(信託口6)	412,100	1.40

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

2021年3月末までに以下の大量保有報告書(変更報告書)が提出されていますが、当社では2021年3月末現在の実質所有株式数が確認できないため、上記「大株主の状況」に記載していません。なお、以下の( )内の保有割合は、自己株式を含んだ発行済株式の総数に対する割合です。
1. ラザード・アセット・マネージメント・エルエルシー他、全2社の共同保有として、2,380千株(7.31%)を2020年10月30日現在で保有
(2020年11月5日付変更報告書)
2. マラソン・アセット・マネジメント・エルエルピーの保有として、2,286千株(7.02%)を2021年3月31日現在で保有
(2021年4月7日付変更報告書)
3. アセットマネジメントOne株式会社他、全2社の共同保有として、2,098千株(6.45%)を2020年12月15日現在で保有
(2020年12月22日付変更報告書)
4. レオス・キャピタルワークス株式会社の保有として、1,353千株(4.16%)を2021年2月26日現在で保有
(2021年3月5日付変更報告書)
5. 野村證券株式会社他、全4社の共同保有として、2,347千株(7.21%)を2021年3月31日現在で保有
(2021年4月7日付変更報告書)
6. オアシス　マネジメント　カンパニー　リミテッドの保有として、1,711千株(5.26%)を2021年2月4日現在で保有
(2021年2月12日付大量保有報告書)

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	証券、商品先物取引業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	16 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
田村　茂	他の会社の出身者											
田波　耕治	弁護士											
秋葉　賢一	公認会計士								△			
梶原　慶枝	他の会社の出身者									△		

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

田村　茂	○	○	上記「会社との関係(1)」の「会社との関係」において該当事項はありません。 なお、同氏が2015年5月まで代表取締役社長及び取締役会会長を務めていた㈱MICメディカル（現 ㈱メディサイエンスプラニング）は、当社の投資先上場会社でした（2006年9月投資、2007年11月上場）。同社には、当社が運営管理するファンドより投資しておりましたが、新規上場した時点での持株比率は1.2%に過ぎず、また2012年7月までに保有株式全株を売却しております。	同氏は、上場会社及び未上場会社の経営に代表取締役やCFO等として携わってこられ、経営者として豊富な経験と高い見識を有しています。また、金融・投資業務や国際業務の経験も有しています。同氏には、こうした実績、識見や知識を活かして、取締役会でご発言いただき、当社の経営の重要な意思決定に関わっていただくとともに、常勤の監査等委員として、独立の立場から当社の業務執行を監督する役割を果たしていただいております。加えて同氏は指名・報酬委員会に委員長として出席し、積極的に意見を述べていただいております。こうしたことから、同氏は監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。選任後は、引き続き上記の役割を果たしていただくことを期待しております。また同氏は、下記［独立役員関係］の「その他独立役員に関する事項」に記載している当社の定める社外取締役の独立性に関する基準を満たしております。こうしたことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、同氏を独立役員に指定いたしました。
田波　耕治	○	○	―――	同氏は、行政機関や国際機関で重要な職責を歴任し、財政・金融・税務や国際分野における幅広い経験と見識、弁護士として法務分野の専門知識を有しております。同氏には、こうした豊富な経験と高い識見を活かして、取締役会でご発言いただき、当社の経営の重要な意思決定に関わっていただくとともに、独立の立場から当社の業務執行を監督する役割を果たしていただいております。また、指名・報酬委員会に委員として出席し、積極的に意見を述べていただいております。こうしたことから、同氏は監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。選任後は、引き続き上記の役割を果たしていただくことを期待しております。これまで同氏または同氏が所属する法律事務所と当社との間で取引等はありません。また同氏は、下記［独立役員関係］の「その他独立役員に関する事項」に記載している当社の定める社外取締役の独立性に関する基準を満たしております。こうしたことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、同氏を独立役員に指定いたしました。
秋葉　賢一	○	○	当社は、2013年3月期に連結会計に関する助言及び意見書作成に対する報酬として同氏に135万円を支払いました。また、2013年4月より2015年2月まで同氏と顧問契約を締結し、会計制度や会計基準の背景・考え方等に関する助言を受けておりましたが、その報酬額は年額150万円でありました。現在、当社は同氏との間に取引関係はございません。	同氏は、公認会計士の資格を有し、会計分野の専門家として国際的な会計制度に精通し日本の会計基準の整備に貢献してこられました。また、大学院教授として研究活動や人材の育成にも尽力されております。同氏には、こうした財務会計等における高い専門性を活かして、取締役会でご発言いただき、当社の経営の重要な意思決定に関わっていただくとともに、独立の立場から当社の業務執行を監督する役割を果たしていただいております。また、指名・報酬委員会に委員として出席し、積極的に意見を述べていただいております。こうしたことから、同氏は監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。選任後は、引き続き上記の役割を果たしていただくことを期待しております。また同氏は、下記［独立役員関係］の「その他独立役員に関する事項」に記載している当社の定める社外取締役の独立性に関する基準を満たしております。こうしたことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、同氏を独立役員に指定いたしました。

梶原　慶枝	○	○	同氏が2018年7月まで取締役を務めていた㈱インタラクティブソリューションズには、当社が運営管理するファンドより2014年10月及び2016年5月に投資しております。同社には当社職員が社外取締役に就任しておりますが、投資先の価値向上支援を目的としたものです。また、同社への投資額は、2021年3月末現在の当社（ファンド含む）の未上場投資運用総額（取得コストベース）に対する割合が0.5%未満と僅少であります。 なお、同氏が2016年10月まで執行役員を務めていたシーシーエス㈱は、当社の投資先上場会社でした（1998年9月初回投資、2004年6月上場）。同社には、当社及び当社が運営管理するファンドより投資しておりましたが、同氏が執行役員に就任した2013年11月時点では、既に保有株式は全株売却しております。	同氏は、これまで上場企業及び未上場企業の経営幹部として経理、経営企画部門を中心に業務執行に携わってこられ、この分野における豊富な実務経験と高い見識を有しています。同氏には、こうした実績、識見や知識を活かし、取締役会でご発言いただき、当社の経営の重要な意思決定に関わっていただくとともに、独立の立場から当社の業務執行を監督する役割を果たしていただいております。また、指名･報酬委員会に委員として出席し、積極的に意見を述べていただいております。こうしたことから、同氏は監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。選任後は、引き続き上記の役割を果たしていただくことを期待しております。また同氏は、下記［独立役員関係］の「その他独立役員に関する事項」に記載している当社の定める社外取締役の独立性に関する基準を満たしております。こ うしたことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、同氏を独立役員に指定いたしました。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	4	1	0	4	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし

現在の体制を採用している理由

現在、監査等委員会の職務を補助すべき専任の取締役または使用人はおりませんが、監査等委員会の指示または必要に応じて内部監査室および管理部が補助を行っております。
今後も、監査等委員会の職務を補助すべき取締役または使用人を必要に応じ配置するものとし、当該使用人の人事については、取締役と監査等委員会が協議を行います。
監査等委員会を補助すべき使用人が監査等委員会の補助業務を遂行する際の、当該使用人への指揮命令権は監査等委員会に属するものといたします。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、内部監査室と毎月情報交換の機会を設けるとともに、内部監査室が行った内部監査の結果報告を受け、監査上の問題点等を共有いたします。また、監査等委員会は、会計監査人との協議の機会を設けて、情報交換･意見交換を行うとともに監査報告、監査計画等を確認し、法令改正等への対応を含む監査上の課題等について状況把握を行います。
監査等委員会の監査にあたっては、内部監査室の監査の結果を活用します。また内部監査室は、監査等委員会との協議により、必要に応じて監査等委員会が要望する事項の内部監査を実施し、その結果を監査等委員会に報告いたします。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名･報酬委員会	5	0	1	4	0	0	社外取締役

報酬委員会に相当する任意の委員会	指名･報酬委員会	5	0	1	4	0	0	社外取締役

補足説明 更新

任意の委員会として、指名委員会と報酬委員会の双方の機能を担う指名･報酬委員会を設置しています。
指名･報酬委員会は監査等委員である独立社外取締役4名および取締役社長の5名で構成されており、委員長は監査等委員長である独立社外取締役です。
CEOを含む取締役および執行役員の人事については、指名･報酬委員会において審議した上で、取締役会で決定します。また、パートナーは、パートナーがその総意により指名し、指名･報酬委員会において審議した上で、取締役会の承認により選任します。
取締役（監査等委員である取締役を除く）、執行役員およびパートナーの報酬は、指名･報酬委員会において審議した上で、取締役会で決定します。
2021年3月期において指名･報酬委員会は3回開催され、欠席した委員はおりませんでした。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

各社外取締役は、いずれも当社が定める「社外取締役の独立性に関する基準」（下記参照）および東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしておりますので、当社は社外取締役としての独立性は確保されているものと判断しております。
なお、当社は独立役員の資格を充たす社外取締役を全て独立役員に指定しております。

＜社外取締役の独立性に関する基準＞
当社の社外取締役は、当社に対する独立性を保つため、以下に定める要件を満たすものとする。
(1) 本人が、現在または過去10年間において、当社および当社の子会社（以下あわせて「当社グループ」という。）の役員（業務を執行する者に限る。）または使用人でないこと。
(2) 本人が、現在または過去3年間において、以下に掲げる者に該当しないこと。
i. 当社の業務執行者が役員に就任している、または過去3年間において役員に就任していた他の会社の業務執行者（*1）
ii. 当社の大株主（直接･間接に10%以上の議決権を保有する者）またはその業務執行者
iii. 当社の会計監査人のパートナーまたは当社の監査に従事する従業員
iv. 当社の主要な借入先（*2）の業務執行者
v. 当社グループの主要な取引先（*3）の業務執行者
vi. 当社グループより、役員報酬以外に年間1,000万円を超える報酬を受領している法律、会計、税務等の専門家、コンサルタントその他の者
vii. 法律、会計、税務、コンサルティングその他の専門的サービスを提供する法人、組合等の団体であって、主要な取引先にあたる団体のパートナーその他業務を執行する者
viii. 一定額を超える寄付金（*4）を当社グループより受領している団体の業務を執行する者
(3) 本人の配偶者、二親等内の親族または生計を一にする者が、以下に掲げる者（重要でない者を除く）に該当しないこと。
i. 現在または過去3年間における当社グループの業務執行者
ii. 現在、上記 (2)i.～viiiに該当する者
（注）
*1 業務執行者とは、業務執行取締役、執行役、理事、その他これらに類する役職者（業務を執行する者に限る。）および執行役員等の重要な使用人をいう。
*2 主要な借入先とは、連結総資産の2%以上に相当する金額の借入先をいう。
*3 主要な取引先とは、ある取引先の当社グループとの取引が、当該取引先の最終事業年度における年間連結売上の2%の金額を超える取引先をいう。
*4 一定額を超える寄付金とは、ある団体に対する、年間1,000万円または当該団体の総収入もしくは経常収益の2%のいずれか大きい方の金額を超える寄付金をいう。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他

該当項目に関する補足説明

株主総会で承認された報酬総額の限度内で、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、「取締役等の報酬等の決定に関する方針」に基づき、各取締役の職責や業績･ファンドパフォーマンスへの貢献度等を考慮し、指名･報酬委員会で審議した上で、取締役会で決定します。

報酬額の決定については「[取締役報酬関係] 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご参照ください。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

【2020年4月1日～2021年3月31日】
取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)175百万円
　報酬の種類別の内訳:基本報酬(固定)70百万円、基本報酬(業績連動)20百万円、臨時報酬(業績連動)84百万円
社外取締役 73百万円
　報酬の種類別の内訳:基本報酬(固定)73百万円
(注)
1.取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)に対して基本報酬の一部を業績連動報酬として支給しております。
当該報酬の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容及び当該報酬の額の算定方法は、上記記載の「取締役等の報酬等の決定に関する方針の概要」のとおりです。また、当該業績指標を選定した理由は、当社の短期的な業績を反映させるためであります。
当該報酬のうち、2020年4月から6月に支給された報酬額5百万円は2019年3月期の業績指標を踏まえ、また2020年7月以降に支給された報酬額15百万円は2020年3月期の業績指標を踏まえ、それぞれ取締役会において決定しました。2019年3月期の主な業績指標の実績はキャピタルゲイン14,016百万円、投資損失引当金繰入額(純額)△712百万円、経常利益13,410百万円、また2020年3月期はキャピタルゲイン15,359百万円、投資損失引当金繰入額(純額)△514百万円、経常利益17,045百万円であり、これらを踏まえた評価はどちらも5段階のうち3番目(基準額)としました。
2.取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)に対して臨時報酬を業績連動報酬として支給しております。
当該報酬の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容及び当該報酬の額の算定方法は、上記記載の「取締役等の報酬等の決定に関する方針の概要」のとおりです。また、当該業績指標を選定した理由は、当社の短期的な業績に加え、中長期的に当社の業績と連動するファンドパフォーマンスを反映させるためであります。
当事業年度にかかる当該報酬額は、当事業年度の業績指標を踏まえて取締役会において決定しました。当該業績指標の実績は、ファンドパフォーマンスの状況の指標としてのファンドリターン倍率は前事業年度比1.4%増、ファンド総額は前事業年度末比増減なし、経常利益は前事業年度比5,338百万円減、基礎収支は前事業年度比55百万円増、含み益は前事業年度比7,875百万円増であり、これらを踏まえ役職ごとの当該報酬水準を対前年比5.0%減としました。
3.基本報酬(固定)の一部には、役員持株会加入促進加算金が含まれております。支給額は取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)に対して1百万円、取締役(監査等委員)のうち社外取締役に対して1百万円、合計で3百万円です。
4.上記の報酬額には、主要な連結子会社の役員としての取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)への報酬額34百万円及びファンドの運用成果に対する関係者への配分のうち取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)への支給分2百万円は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、取締役、執行役員及びパートナー(以下「取締役等」といいます。)の指名・報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査等委員と取締役社長で構成する指名・報酬委員会を設置しています。その審議結果を踏まえ、取締役会において、取締役等の報酬等の決定に関する方針を決定しています。

【取締役等の報酬の基本的な考え方】
・当社のミッションである「新事業の創造にコミットし、ともに未来を切り開く」の実現に向けた優秀な人材の確保・維持と動機付けに資する金額水準や設計であること。
・短期業績に加え、中長期的な業績の向上、企業価値の増大への貢献意識を高めるものであること。
・未上場企業への投資ファンドを運用する投資会社という特性を踏まえ、業務を執行する取締役等の報酬には当社ファンドの運用成果も反映させること。
・ステークホルダーの信頼を得られるよう、透明性のある、公正かつ合理的な設計であり、透明性のある適切なプロセスで決定されること。
・短期志向への偏重や不正を抑制するための仕組みがあること。

【取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬】
取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額は年額600百万円以内です。(2015年6月16日開催　第43回定時株主総会決議)
取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬は、指名・報酬委員会で審議した上で、取締役会で決定します。
取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬は、基本報酬と臨時報酬により構成します。基本報酬の一部は経常利益などの当社業績と連動し、臨時報酬はさらにファンドパフォーマンスも勘案して金額を決定します。
その水準は、ボラティリティーが極めて高いベンチャー・バイアウト投資ファンドの投資運用会社として、運用資産額及び運用結果としての会社業績を反映させ、優秀な人材を確保するのにふさわしいものにします。
(基本報酬)
基本報酬は毎月支払う定額の金銭報酬であり、役職ごとの役割の大きさや責任範囲及び在職年数等により決定する部分と当社の業績に連動して決定する部分があります。基本報酬の業績連動部分の水準は、短期業績を反映し、直前期の利益水準(キャピタルゲイン、投資損失引当金繰入額(純額)、経常利益など)及びその内容を過去の実績と比較したうえで、原則として年1回、取締役会において5段階評価で決定します。基本報酬のうち業績に連動する部分の割合は概ね20%であり、当該部分が上記5段階評価により上下30%変動します。
(臨時報酬)
臨時報酬については、経常利益及び基礎収支(管理報酬から販管費を差し引いた額)のほか、含み益、中長期的な経営の重要指標であるファンドパフォーマンスの状況ならびにファンド総額を前年と比較し、役職ごとの報酬水準の対前年比増減率を取締役会で決定します。そのうえで、各取締役の支給額は、職責及び貢献度等も踏まえて取締役会で決定し、年1回支払います。著しく業績が悪化した場合等は支給しないこともあります。

取締役の金銭報酬のうち業績連動部分(基本報酬の業績連動部分及び臨時報酬の合計額)が当該取締役の報酬総額に占める標準的な割合は

概ね半数程度です。
なお、取締役の報酬は現在金銭報酬のみですが、中長期的な利益等と連動する自社株型の報酬も検討していきます。

【監査等委員である取締役の報酬】
監査等委員である取締役の報酬限度額は年額300百万円以内です。(2015年6月16日開催　第43回定時株主総会決議)
監査等委員である取締役の報酬は、監査等委員である取締役の協議により決定します。
監査等委員である取締役の報酬は、業績連動部分がない基本報酬のみとし、臨時報酬の支給はありません。会社業績に左右されにくい報酬体系とすることで、経営に対する独立性を担保します。
当社は、重要な業務執行の決定を取締役に委任できる旨を定款に規定せず、監査等委員である独立社外取締役を含めた取締役会で十分に議論を行った上で決定します。監査等委員である取締役の報酬水準は、こうした経営の重要な意思決定への関与や、業務執行の監督という職責を勘案して設定します。

【執行役員及びパートナーの報酬】
執行役員及びパートナーの報酬は、取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬と同様に、指名・報酬委員会で審議した上で、取締役会で決定します。
執行役員及びパートナーの報酬は、基本報酬と臨時報酬により構成します。臨時報酬は当社業績及びファンドパフォーマンスを勘案し、貢献度等も踏まえて金額を決定します。

【社外取締役のサポート体制】

現在、社外取締役を補助すべき専任の取締役または使用人はおりませんが、社外取締役の指示または必要に応じて内部監査室および管理部が補助を行っております。また、監査等委員会において、常勤の監査等委員が社外取締役である監査等委員と情報を共有しております。
取締役会および監査等委員会に際しては、あらかじめ資料を配布したうえで、社外取締役に対し審議事項を原則として事前に説明しております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

【業務執行・経営の監督の仕組み】
＜会社の機関＞
会社の機関として会社法に規定する取締役会および監査等委員会を設置して、経営上の重要な意思決定と取締役の業務執行の監査・監督を行っております。
(取締役会)
取締役会は、社内取締役3名、独立社外取締役4名の計7名で構成され、議長は取締役社長が務めています。取締役会は、経営上の重要な意思決定と取締役の職務の執行の監督を行っております。独立社外取締役は、客観的・中立的な立場より経営の監督を行っております。
2021年3月期において取締役会は14回開催され、欠席した取締役はおりませんでした。
(監査等委員会)
監査等委員会は、独立社外取締役4名で構成され、委員長には常勤監査等委員が選定されています。監査等委員会は、取締役の職務の執行の監査及び監査報告の作成を行っております。なお、社外取締役の独立性を保つため、当社は独自に「社外取締役の独立性に関する基準」を定めており、本基準を満たす独立社外取締役を選任しています。
2021年3月期において監査等委員会は14回開催され、欠席した監査等委員はおりませんでした。
＜迅速・効率的な業務執行＞
投資案件の判断は、迅速な意思決定を行うため、取締役社長およびパートナー6名で構成される投資委員会が行っています。投資委員会には、監査等委員である取締役も随時参加しています。
＜監査状況＞
内部監査は、「内部監査規則」に基づき行われております。独立組織の内部監査室が、専従の監査スタッフ1名により業務全般の状況を監査しております。内部監査室は、監査結果を取締役社長および監査等委員会ならびに必要に応じて取締役会に報告し、改善事項がある場合は、被監査部署から改善内容の報告を受けております。
監査等委員会監査は、監査等委員会が定めた「監査等委員会監査規程」に準拠し行います。監査等委員は、取締役会をはじめ重要な会議または委員会に出席する他、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたします。また、代表取締役との間で定期的に意見交換を行うとともに、内部監査室ならびに会計監査人と定期的に協議を行い、情報交換、意見交換を通じて取締役の業務執行を監査し、経営監視機能を果たします。
監査等委員会は、内部監査室と毎月情報交換の機会を設けるとともに、内部監査室が行った内部監査の結果報告を受け、監査上の問題点等を共有いたします。また、監査等委員会は、会計監査人による監査報告、監査計画等を確認するとともに、法令改正等への対応を含む監査上の課題等について状況把握を行います。
当社の会計監査人はEY新日本有限責任監査法人であり、2021年3月期における業務執行は公認会計士森重俊寛・公認会計士津村健二郎により行われております。継続関与年数は両氏とも7年以内であります。当該事業年度の監査業務に係る補助者は、公認会計士4名、その他18名でした。
＜役員の人事、報酬の決定＞
役員の指名・報酬に係る透明性、客観性を高める観点から、取締役、執行役員及びパートナーの指名・報酬に係る重要な事項の決定にあたり、独立社外取締役である監査等委員4名及び取締役社長で構成される指名・報酬委員会でその内容をあらかじめ審議します。取締役会は、その審議内容を踏まえたうえで当該指名・報酬について議論を行い、決定します。

【参考資料:業務執行・経営の監督の仕組み】をご覧ください。

【責任限定契約の内容の概要】
当社と取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)は、定款第28条及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、各取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)とも法令が規定する額としております。

【役員等賠償責任保険契約の内容の概要】
当社は、取締役全員が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金、争訟費用等の損害を填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。保険料は特約部分も含め会社側負担としており、被保険者の保険料負担はありません。

3．現状のコーポレート･ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査等委員会設置会社です。
当社は、未上場企業への投資を専業とし、リスクマネーを供給する専門性の高い事業を行っております。こうした事業特性および人員数、事業規模等に照らし、取締役会はコンパクトな人員数で迅速かつ的確な意思決定に努めております。
こうした点を勘案し、独立社外取締役および監査等委員会（監査等委員のうち少なくとも過半数が独立社外取締役）の機能を活用し、業務執行の監査･監督機能およびコーポレート･ガバナンス体制を一層強化、さらなる企業価値の向上を目指すことが、当社のガバナンス体制として最も有効であると考え、本体制を選択しております。
加えて当社では、コーポレート･ガバナンスの実効性を一層高めるため、原則として取締役の過半数を独立社外取締役とします。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2021年6月15日株主総会 2021年5月25日発送
集中日を回避した株主総会の設定	2021年6月15日に開催
電磁的方法による議決権の行使	実施しています。 株主総会の招集通知を送付する際に、電磁的方法により議決権が行使できる旨および議決権を行うインターネットサイトを株主あてに通知しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	当社は、議決権電子行使プラットフォームに参加しておりますので、議決権行使の方法として、ご利用いただけます。
招集通知（要約）の英文での提供	全文の英訳版を作成し、当社英文ウェブサイトにて公開しております。
その他	招集通知（和文と英訳版）を、発送に先立ち2021年5月13日に当社ウェブサイトに掲載しております。 和 文 ： https://www.jafco.co.jp/ir/shareholder/meeting/ 英訳版：https://www.jafco.co.jp/english/ir/shareholder/meeting/

2．IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回（第2四半期決算・本決算の際に開催）	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	年1回（欧州・北米にて、本決算の際に個別訪問） なお、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、例年5月に実施している海外投資家訪問は、2020年及び2021年は実施しませんでした。これに代わり、希望する投資家にはビデオ会議等で説明を行いました。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信・決算説明資料、適時開示資料、有価証券報告書/四半期報告書、株主総会招集通知、コーポレート・ガバナンス報告書、ネットIR等	
IRに関する部署（担当者）の設置	管理部広報担当を設置の上対応	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」において、当社のステークホルダー（株主、従業員、ファンド出資者、投資先企業、社会）との関係に関する考え方につき定めております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、情報開示に関わる諸法令・諸規則に従い、利用者にとり有益な内容となるよう、適時適切な情報開示を行います。また、上記に該当しない場合でも、当社の理解のために重要あるいは有益であると判断した情報については、積極的に公表します。（ただし、個人情報、顧客情報、および関係者の権利を侵害することとなる情報等は除きます。）さらに、開示にあたっては、情報提供の公平性に配慮して行います。 上記の方針については、「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」に定めております。

その他	当社は「新事業の創造にコミットし、ともに未来を切り開く」をミッションとしています。 当社の投資活動の本質は、サスティナブル投資の考え方に強く合致するものです。スタートアップの多くは、社会的な課題を解決したい、社会の役に立ちたいといった動機をもとに起業しています。当社はこれらの企業に深く関与し、経営者と伴走することで、将来的に大きな社会的インパクトを生み出す企業を輩出することに貢献しています。 当社は今日まで4000社を超える未上場企業に投資し、1000社超のIPOをサポート、様々な地域と業界のリーディングカンパニーを多数輩出してきました。その中には事業内容そのものがSDGsのゴールに合致した会社や、IPOを経て日本を代表する企業となり、社会的な責任を果たすべく現在SDGsに積極的に取り組んでいる企業も多く含まれています。当社は今後も投資活動を通じて、SDGsのゴール達成に貢献していきます。 また当社は、時代をリードするスタートアップ企業の「CO-FOUNDER」として、組織も働き方も先進的なモデルでありたいと考えています。自由闊達なコラボレーションの機会を生み出し、新たな価値の創造に繋がるようなオフィス空間の提供、ITシステムのクラウド・モバイル化によりどこにいても会社と同じように仕事ができるリモートワーク環境の整備、完全フレックスタイム制の導入、成果に対しより公正な評価と配分を狙いとした人事制度導入などに取り組んでいます。社員一人ひとりが自分の成長を実感し、「この会社だから働きたい」と感じられるよう、これからも改革を進めてまいります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社および当社子会社（以下「当社グループ」という。）の業務の適正を確保するための内部統制システムならびに当社監査等委員会の職務の執行のために必要な体制を以下のように整備し、運用しております。

［内部統制システムに関する基本的考え方］

1.当社グループの取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
・法令等の遵守があらゆる企業活動の前提であるとの認識のもと、当社グループの取締役、執行役員およびパートナー（これらに相当する役職にある者を含む。以下「取締役等」という。）は、全社的な見地から当社グループ全般の法令遵守の徹底に率先して努めます。また、当社取締役社長が指名するコンプライアンス・オフィサーは当社グループの法令遵守に対する取り組み全般を統括いたします。
・当社は、当社グループ各社に共通のグローバル・コンプライアンス・ポリシーを作成し、当社グループ各社は、当該ポリシーに基づき、所在国の法制度、企業規模、組織体系その他の特性を踏まえた法令等の遵守体制を整備し、徹底いたします。
・反社会的勢力との関係を遮断し、断固とした姿勢で臨みます。反社会的勢力の排除に組織全体として取り組み、そのための対応部署を設置し、警察や弁護士等の外部専門機関と緊密に連携いたします。
・当社の内部監査室は、当社グループにおける法令等の遵守状況を監査し、取締役社長および監査等委員会ならびに必要に応じて取締役会に報告いたします。また、当該監査を受けた部署または子会社は、是正または改善の必要を指摘された場合はすみやかに対処いたします。
・法令等に違反する、または違反するおそれがある行為を当社グループの役職員等が直接当社に情報提供する方法としてジャフコホットラインを設置し、運営しております。

2.取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
・当社は、取締役会をはじめとする重要な会議での意思決定に関する記録や、その他取締役等の職務の執行に係る重要な文書や情報を、法令や社内規程に従って適切に保存・管理いたします。

3.当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
・当社グループの取締役等は、リスク管理のための体制や施策等を整備する権限と責任を有しております。また、当社の管理担当役員は当社グループのリスク管理に対する取り組みを横断的に推進いたします。
・当社においては、当社の主たる事業であるプライベート・エクイティ投資に係るリスクを管理するため、社内規程に基づき取締役社長およびパートナーで構成される投資委員会での審議を経て投資の可否を決定いたします。その決定にあたっては、投資部門とは別途に投資調査担当の所見を求めます。また投資部門が未上場投資先会社の業容を随時かつ定期的に把握し、必要に応じた対応を行います。
・海外子会社においては、所在国、企業規模、組織体系その他の特性を踏まえた適切な体制を設け、投資判断や投資先企業の業容把握等を行い、プライベート・エクイティ投資に係るリスクを管理します。
・当社グループの取締役等は、当社グループの経営に重大な影響を与えるリスクが顕在化した場合は、直ちに当社の管理担当役員に報告し、当社は事案に応じ適切な対応を行います。

4.当社グループの取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
・当社の取締役等の職務分担を明確にし、業務分掌や職務権限に係る社内規程を設け、役割分担や指揮命令関係などを通じて業務の効率的な遂行を図ります。
・当社は、定例の取締役会を毎月1回開催するとともに、必要に応じて臨時に開催し、業務執行上の重要事項の決定ならびに取締役の業務執行の状況の監督を行います。
・当社グループおよび運用ファンドのポートフォリオ管理制度を充実させ、当社の取締役会において定期的に状況を報告することにより、パフォーマンス管理の徹底を図ります。
・国・地域により特色が異なるプライベート・エクイティ投資の特性に鑑み、日本・米国・アジアの3極ごとに投資およびファンド運用に係る委員会その他必要な会議を設置し、プライベート・エクイティ投資に係る意思決定の効率化を図ります。

5.当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制その他当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
・子会社の役員に当社の取締役、執行役員または使用人を派遣するとともに、当社取締役会で子会社の社長が定期的に当該子会社における重要な業務執行状況の報告を行います。
・子会社は、その財務情報および子会社が管理するファンドの運用状況について、定期的に当社に報告いたします。さらに業務上関連する部署間での情報交換などを通じて、当社および子会社間で業務の適正を確保するための連携を図ります。
・子会社の社長は、各社の業務の適正を確保するための体制や施策等を整備する権限と責任を有しております。
・当社による内部監査および監査等委員会の監査は、子会社もその対象として実施いたします。

6.監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項、当該取締役および使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項、ならびに当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
・必要に応じ、監査等委員会の職務を補助すべき取締役または使用人を配置するものとし、当該使用人の人事については、取締役と監査等委員会が協議を行います。
・監査等委員会を補助すべき使用人が監査等委員会の補助業務を遂行する際の、当該使用人への指揮命令権は監査等委員会に属するものといたします。
・監査等委員会の監査にあたっては、内部監査室の監査の結果を活用いたします。また内部監査室は、監査等委員会との協議により、必要に応じて監査等委員会が要望する事項の内部監査を実施し、その結果を監査等委員会に報告いたします。

7.当社グループの取締役等および使用人が当社監査等委員会に報告をするための体制ならびに報告をした者が当該報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
・当社グループの取締役等および使用人は、監査等委員会からの要請に応じ、職務の執行ならびに業務の状況について報告いたします。
・当社グループの取締役等および使用人は、当社および子会社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、法令・定款違反行為、取締役の不正行為、ならびにジャフコホットラインによる通報内容のうち重大なものを、すみやかに監査等委員会に報告いたします。
・ジャフコホットラインの通報窓口には当社監査等委員を含めることといたします。
・ジャフコホットラインに通報した者や当社監査等委員会への報告を行った者は、当該通報・報告を理由として不利な取扱いを受けないものといたします。

8.監査等委員の職務の執行について生じる費用等の処理に係る方針に関する事項
・監査等委員の監査に係る諸費用については、監査の実効性を担保するため必要な予算を設けるとともに、監査等委員より費用の申請があった場合は、経理部門で確認の上支払うものといたします。

9.その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
・代表取締役は、監査等委員との間で定期的に意見交換を行う機会を設けます。
・取締役等は、監査等委員が社内の重要な会議または委員会に出席する機会を確保いたします。
・監査等委員会と内部監査室ならびに会計監査人は、定期的な協議の機会を設け、情報交換、意見交換を通じてその連携を強化いたします。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】
2021年3月期における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。
1.コンプライアンス管理
・会社法改正をはじめ当社の事業やコーポレート・ガバナンス等に係る法令・制度改正に関して、社内規程や業務フロー等への影響度を関連部署で検討し、必要な対応に取り組みました。
・当社の全役職員より、年1回、情報管理、インサイダー取引規制や個人の株式売買等に関する法令や社内規程の遵守について誓約書の提出を受け、コンプライアンス意識の浸透を図っています。
・反社会的勢力の排除ならびにマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策として、ファンド出資等に係る取引時確認の実施、関連情報の収集把握、警察や弁護士等の外部専門機関との連携等に努めています。
・「財務報告に係る内部統制に関する規則」を制定し、財務報告に係る内部統制の整備、運用、評価を会計監査人とも連携しながら実施しています。
・法令等への違反、不正行為等の防止や早期発見を目的として、当社コンプライアンス・オフィサー、管理部門及び独立社外取締役を窓口とするジャフコホットラインを設置し、イントラネット等で周知しています。

2.リスクの管理
・内部監査室は、内部監査計画に基づき当社各部門及び海外子会社について内部監査を実施し、当該監査結果を取締役社長、監査等委員会及び取締役会に報告しています。
・海外業務を担当する取締役は、取締役会の業務報告において、海外拠点の投資、ファンド運用その他海外業務に関する重要な事項を定期的に報告しています。
・当社グループのコンプライアンス管理及びリスク管理の状況について、定期的に取締役会へ報告しています。
・未上場投資先企業への投資につき、当社内の評価に係る会議において、回収予想金額が取得原価の70%を下回る可能性が高いと判断する場合には、当社で定める「未上場営業投資有価証券の評価引当基準」に基づき、回収予想金額に応じて損失見積額を投資損失引当金として計上しています。
・投資先会社における事業、コーポレート・ガバナンス、コンプライアンスやリスク管理上の課題把握に努め、投資部門を中心にこうした課題の改善に投資先会社とともに取り組みました。またこのような情報を可能な範囲で社内で共有し、他の投資先支援への参考にしています。
・2019年に設立したジャフコSV6ファンドの運用では、当社等との間で利益相反の余地がある事項等につき有限責任組合員の代表により構成されるアドバイザリーボードに助言を求め、利益相反等を事前に防止する態勢を強化しています。

3.職務執行の効率性
・定例の取締役会を原則毎月1回開催し、経営上の重要事項の決定、業務執行状況の監督を行っています。
・未上場企業への投資に関する意思決定は、日本・アジア・米国それぞれの拠点が設ける投資に係る委員会が行うことで、各地域の状況に応じた適切なリスク管理と効率的な職務執行を図っています。
・投資先の成長シナリオを想定し、それを実現するための具体的なアクションを、パートナー・投資担当者及びその他の関係者において随時かつ定期的に検討し、実施しています。
・毎月の取締役会においてポートフォリオの月次状況を報告し、部門・子会社及びファンドごとのポートフォリオ管理を徹底して、ファンドパフォーマンスの向上を図っています。
・社内の業務プロセスを継続的に見直すとともに、IT等の業務インフラの導入・刷新、リモートワークの推進、報酬・評価制度や働き方の見直し等により、業務の円滑な実施、効率化と生産性の向上を図っています。

4.監査等委員会による監査・監督
・常勤の監査等委員を主体とし、内部監査室とも連携しながら、投資委員会その他社内の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べるなどして、業務執行の監督を行っています。
・監査等委員は取締役、執行役員、パートナー、投資その他の部署の責任者や担当者へヒアリングを実施し、重要な意思決定や職務の執行状況等に関する説明を受けました。
・代表取締役または所管の役員等による決裁書面は、常勤の監査等委員に回覧されるとともに、監査等委員会は所管部署から当該決裁状況につき別途定期的な報告を受けています。
・内部監査室及び管理部の職員が、必要に応じて監査等委員会の業務を適宜補助しています。
・監査等委員は、指名・報酬委員会等において代表取締役との意見交換を行っています。また監査等委員会は、内部監査室及び会計監査人と定期的に協議の機会を設けています。
・ジャフコホットラインに通報した者や当社監査等委員会への報告を行った者は不利な取扱いを受けないことをイントラネット等で周知しています。

【参考資料：業務執行・経営の監督の仕組み】をご覧ください。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を遮断し、断固とした姿勢で臨みます。その旨を内部統制システムの整備に関する基本方針その他の社内規則に定めるとともに、日常の業務活動やコンプライアンスに関する研修等において役職員の意識の向上を図るなど、反社会的勢力排除に組織全体として取り組んでおります。
また、反社会的勢力による投資活動その他の企業活動への関与の防止や当該勢力による被害を防止するため、反社会的勢力の排除に取り組むための対応部署を設置し、警察や弁護士等の外部専門機関と緊密に連携しております。さらに、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加盟し、その定例会への出席や会報等を通じて関連情報を収集し、最新の動向を把握するように努めるとともに、近隣企業との連携を深めております。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2．その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

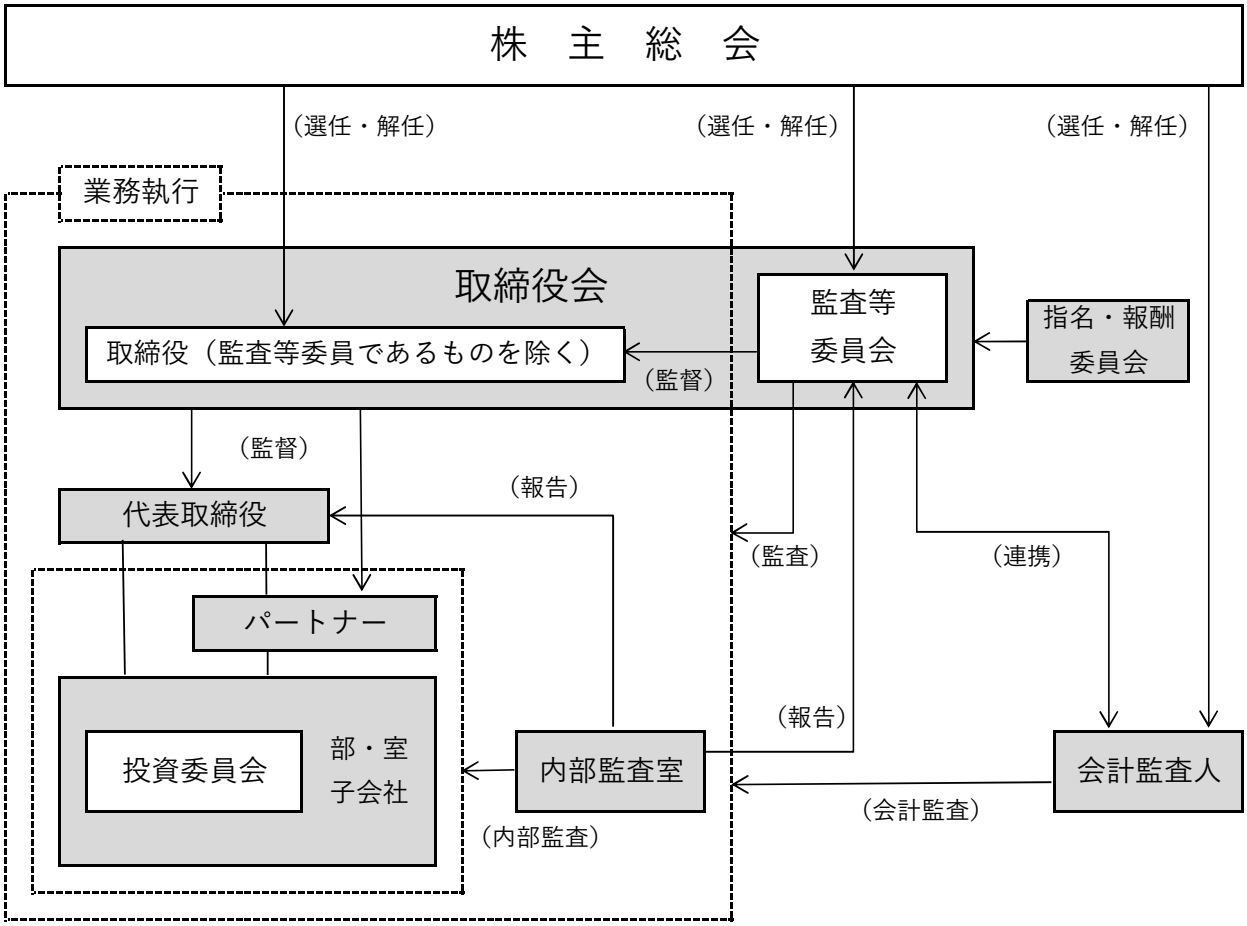
当社の会社情報の適時開示およびフェア･ディスクロージャーに係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

a) 会社情報の適時開示およびフェア･ディスクロージャーに係る社内体制について
当社グループでは、事業活動を遂行する上で必要な情報資産を保護するため、情報管理に関する基本的事項ならびにその責任体制を「情報管理規程」で定めるとともに、当社の重要事実および重要情報に関する管理方法等を定めた「内部者取引管理規則」を制定しております。
当社グループの情報開示に係る体制は以下のとおりであります。
情報管理の全社的な責任者として、管理担当役員を情報管理統括責任者としております。
重要な決定事実は、定期又は臨時に開催される会社の機関において決定され、管理担当役員は当該機関に出席して当該決定事実を承知することになります。また、重要な発生事実は、所管部長がこれを確認し、所管の役員を通じ、直ちに職務上関係のある役員およびコンプライアンス･オフィサーである管理担当役員に報告いたします。さらに、当社の役職員が、その業務に関して当社の重要情報を取引関係者に伝達した場合も、同様にコンプライアンス･オフィサーに報告することとされております。このような体制により、重要な決定事実および発生事実ならびに重要情報の伝達の事実は管理担当役員に一元的に集約されます。
当社は重要事実をできる限り早期に公表することを原則としております。また、当社の重要情報を取引関係者に伝達を行う場合には、法令に従い、伝達と同時に公表を行うことを原則としております。これらにあたっては、当該情報の所管部長、情報管理統括責任者、コンプライアンス･オフィサー及び管理部長が協議し、代表取締役又は取締役会の承認の上、管理部を窓口として公表いたします。

b) 会社情報の適時開示に係る社内体制のチェック機能
内部監査室が、会社情報を適時かつ適切に開示するための情報開示体制が適切に構築･運用されているかを監査します。

［参考資料：会社情報の報告･開示体制］をご覧ください。

【参考資料：業務執行・経営の監督の仕組み】



【参考資料：会社情報の報告・開示体制】

